第十五条第一項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の二第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

第十七条第三項中「第十二条第六項」の下に「及び第十二条の二第五項」を加える。

第十九条第六項第三号中「次条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第十九条の二　特定法人である内国法人は、第十六条（第十項を除く。）、第十七条若しくは前条（第六項を除く。）又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告については、第十六条（第十項を除く。）、第十七条及び前条（第六項を除く。）並びに同法第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該課税事業年度開始の時における資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人

二　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条の規定は、適用しない。

7　連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十九条の三　前条第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第一項の承認又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受けている場合には、これらの承認に係る税務署長がこれらの規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第二十三条第一項中「から第十四条まで」を「又は第十三条」に改める。

第三十条の見出しを「（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）」に改め、同条中「法人の提出する」を「外国法人が」に改め、「。第三十五条において同じ。」を削り、「修正申告書」の下に「を提出する場合」を加える。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第二十八条第一項」の下に「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第一条の三第二項第二号ただし書及び第三号ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項第三号中「当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き」を「そのいずれの時においても」に改め、「に限る。）」を削る。

第一条の四第二項第二号ただし書及び第三号ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項第三号を次のように改める。

三　非居住贈与者　贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて次に掲げるものをいう。

イ　当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるものであつて次に掲げるもの

(1)　この法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）

(2)　この法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）のうち同日から二年を経過しているもの

ロ　当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの

第二十八条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項第二号中「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第四項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条に次の三項を加える。

5　第一条の四第一項第二号ロに掲げる者が短期非居住贈与者（贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうちこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）で、同日から二年を経過していないものをいう。次項及び第七項において同じ。）から贈与により財産を取得した場合には、第一項の規定は、適用しない。